

# 熊本県公報

第 1 1 3 5 1 号  
平成 17 年 12 月 26 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 告 示

○地方卸売市場の廃止	(農業団体金融課)	1
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課)	2
○"	( " )	2
○"	( " )	2
○"	( " )	3
○都市計画法の事業認可(菊陽公共下水道)	(下水道課)	3
○保安林の指定の解除の予定	(森林保全課)	3
○指定居宅サービス事業所の指定(訪問リハ)	(高齢者支援総室)	3
○"	( " )	3
○漁港の指定内容の変更	(漁港課)	4
○"	( " )	4
○"	( " )	4
○"	( " )	4
○"	( " )	4
○"	( " )	4
○道路の区域変更	(道路総務課)	4
○道路の供用開始	( " )	5
○"	( " )	5
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室)	5
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	6
○"	( " )	6
○"	( " )	6
○"	( " )	6
○"	( " )	7
○"	( " )	7
○"	( " )	7
○"	( " )	8

### 公 告

○地方卸売市場における卸売業務の廃止届出	(農業団体金融課)	8
○開発行為工事完了	(建築課)	8
○"	( " )	8
○換地計画の適否決定	(農地建設課)	9
○"	( " )	9
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画課)	9
○生産出荷近代化計画の樹立	(園芸生産流通課)	9
○熊本県精神通院医療公費負担システム用ハードウェア(ラック等の付属品を含む)一式	(障害者支援総室)	10
○地籍調査成果の認証	(農村整備課)	12
○換地計画の決定及び公告・縦覧	(農地建設課)	12
登 載 依 頼		
○平成17年度熊本県木材流通対策協議会の開催	(林業振興課)	12
○熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程	(選挙管理委員会)	13
○教育委員会の会議の開催	(総務広報課)	15
○平成17年度熊本県教育情報システム Web ページ作成業務に係る一般競争入札	(教育政策課)	15
正 誤		
○平成17年11月14日熊本県告示第1303号(保安林の指定施業要件の変更に関する予定)中	(森林保全課)	17

## 告 示

熊本県告示第 1433 号  
卸売市場法(昭和46年法律第35号)第60条の規定に基づき、次のとおり地方卸売市場

の廃止を許可したので告示する。

平成17年12月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 地方卸売市場の名称及び所在地  
株式会社菊池青果地方卸売市場  
菊池市隈府788番地
- 2 廃止許可年月日  
平成17年12月14日

#### 熊本県告示第1434号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年12月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県菊池郡大津町大字瀬田字瀬田裏722の100、722の101
  - 2 指定の目的 水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県菊池地域振興局並びに大津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 熊本県告示第1435号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年12月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県菊池郡大津町大字外牧字中畑823の6
  - 2 指定の目的 水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県菊池地域振興局並びに大津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 熊本県告示第1436号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年12月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県菊池郡大津町大字瀬田字瀬田裏722の131、722の132
  - 2 指定の目的 水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県菊池地域振興局並びに大津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 1437 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 12 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県菊池郡大津町大字瀬田字瀬田裏 722 の 133
  - 2 指定の目的 水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県菊池地域振興局並びに大津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 1438 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 17 年 12 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 菊陽町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画下水道事業 菊陽公共下水道
- 3 事業計画
  - (1) 収用の部分 変更なし。
  - (2) 使用の部分
    - 昭和 58 年熊本県告示第 1118 号、昭和 61 年熊本県告示第 180 号、昭和 62 年熊本県告示第 742 号、平成 2 年熊本県告示第 314 号、平成 2 年熊本県告示第 865 号、平成 6 年熊本県告示第 783 号、平成 7 年熊本県告示第 812 号、平成 9 年熊本県告示第 195 号、平成 10 年熊本県告示第 7 号、平成 11 年熊本県告示第 424 号、平成 13 年熊本県告示第 1 号、平成 15 年熊本県告示第 1140 号及び平成 16 年熊本県告示第 1171 号により告示した事業地のうち熊本県菊池郡菊陽町大字原水字下前通、字下中野、字上中野及び字北下原地内において事業地を変更する。
- 4 事業施行期間 昭和 58 年 12 月 21 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

**熊本県告示第 1439 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 12 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字中原字湯風呂 3173 の 52
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 農道用地とするため

**熊本県告示第 1440 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 12 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアセンター鶴丸 牛深市久玉町 62 番地 1	医療法人社団創生会	平成 17 年 12 月 15 日

**熊本県告示第 1441 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年12月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【訪問リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
国民健康保険新和町立病院 天草郡新和町小宮地 763 番地の 3	新和町	平成17年12月15日

**熊本県告示第1442号**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、第2種佐伊津漁港の指定内容の一部を次のように改正し、平成18年3月27日から施行する。

平成17年12月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

所在地の欄中「本渡市」を「天草市」に改め、漁港の区域の欄中「本渡市」を「天草市」に改める。

**熊本県告示第1443号**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、第2種御所浦漁港の指定内容の一部を次のように改正し、平成18年3月27日から施行する。

平成17年12月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

所在地の欄中「天草郡御所浦村字本郷」を「天草市」に改め、漁港の区域の欄中「御所浦町」を「天草市御所浦町」に改める。

**熊本県告示第1444号**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、第2種大多尾漁港の指定内容の一部を次のように改正し、平成18年3月27日から施行する。

平成17年12月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

所在地の欄中「天草郡新和町」を「天草市」に改め、漁港の区域の欄中「新和町」を「天草市新和町」に改める。

**熊本県告示第1445号**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、第2種二江漁港の指定内容の一部を次のように改正し、平成18年3月27日から施行する。

平成17年12月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

所在地の欄中「天草郡五和町」を「天草市」に改め、漁港の区域の欄中「五和町」を「天草市五和町」に、「同町大字二江」を「同町二江」に改める。

**熊本県告示第1446号**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、第2種宮田漁港の指定内容の一部を次のように改正し、平成18年3月27日から施行する。

平成17年12月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

所在地の欄中「天草郡倉岳町」を「天草市」に改める。

**熊本県告示第1447号**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、第2種大江漁港の指定内容の一部を次のように改正し、平成18年3月27日から施行する。

平成17年12月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

所在地の欄中「天草郡天草町」を「天草市」に改める。

**熊本県告示第1448号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年12月26日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年12月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	清和砥用 線	上益城郡山都町菅字皿木  565番2地先から 同町菅字鬼ヶ城  551番4地先まで	前	4.00 ～ 9.07	93.6	単橋改
			後	4.00 ～ 28.30		

2 区域変更する期日 平成17年12月26日

熊本県告示第1449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年12月26日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年12月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大牟田南関 線	玉名郡南関町大字関村字津留  948番地先から 同町大字関町字下長谷  856番地先まで	1,043.0	緊道整
”	”	玉名郡南関町大字関町字下長谷  856番地先から 同字  831番2地先まで	277.0	”

2 供用開始する期日 平成18年1月11日

熊本県告示第1450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年12月26日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年12月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	501号	熊本市中島町字三反田  1283番2地先から 同字  1321番地先まで	240.0	地域連携国道

2 供用開始する期日 平成18年1月12日

熊本県告示第1451号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年12月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
アイリスケアセンター大矢野 上天草市大矢野町中字城本 478 番地 26	株式会社ニチイ学館	平成17年12月15日

## 熊本県告示第1452号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成17年12月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字湯山字龍新 2286 の 1、2286 の 4、2286 の 6、2286 の 7
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 熊本県告示第1453号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成17年12月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字江代字平谷 1476 の 1、1476 の 5、1476 の 7
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 熊本県告示第1454号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成17年12月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字湯山字横手 2458 の 1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 熊本県告示第1455号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成17年12月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字槻木字内ノ畑 240
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

**熊本県告示第 1456 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 12 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡錦町大字一武字大平谷 4266、字戸平山 4668 の 1、4668 の 2、4668 の 6、4668 の 13、4668 の 16 から 4668 の 18 まで、4668 の 20、4673 の 2、4674 の 2、4674 の 4
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに錦町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

**熊本県告示第 1457 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 12 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字三ヶ浦乙字長崎 1305 の 1、1305 の 3、1305 の 4
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

**熊本県告示第 1458 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 12 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村大字山鹿字笹蔓 1054 の 1、1054 の 3
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択採による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに

産山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第1459号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成17年12月26日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字高森字中山3546の101（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字中山3546の101（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

### 熊本県公告第951号

熊本県卸売市場条例（昭和46年熊本県条例第67号）第20条第2項の規定に基づき、次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止届出があったので公告する。

平成17年12月26日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 卸売業者の名称及び所在地  
株式会社菊池青果  
菊池市隈府788番地
- 2 卸売業務を行っていた地方卸売市場の名称及び所在地  
株式会社菊池青果地方卸売市場  
菊池市隈府788番地

### 熊本県公告第952号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年12月26日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡合志町大字幾久富字反野木1442番9  
489.48平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
菊池郡合志町大字幾久富1909番地978（サンフラワー武蔵野台 E棟202号）  
鍛野 日呂尊

### 熊本県公告第953号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年12月26日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
  - (1 工区)  
山鹿市山鹿字嶋の本615番4、同616番、同617番、同618番、同619番、同620番1、同620番2、同621番、同622番、同623番1、同623番2、同624番1の一部、同624番2の一部、同626番、同字黒田713番、同714番、同715番及び同716番  
32,570.56㎡
  - (2 工区)  
山鹿市山鹿字嶋の本627番1、同627番2、同628番1、同628番2、同629番1、同629番2、同629番3、同629番4、同629番5、同630番、同631番1、同631番2及び



同 632 番

12,716.69m<sup>2</sup>

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
宇城市松橋町曲野 121 番地 1  
合資会社いわさき

**熊本県公告第 954 号**

上天草市長何川一幸から認可の申請があった松島地区（小麦工区）の換地計画については、平成 17 年 12 月 15 日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。

関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議を申し出ることができる。

平成 17 年 12 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 17 年 12 月 27 日から  
平成 18 年 1 月 30 日まで
- 2 縦覧の場所 上天草市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第 955 号**

上天草市長何川一幸から認可の申請があった松島地区（米の山工区）の換地計画については、平成 17 年 12 月 19 日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。

関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議を申し出ることができる。

平成 17 年 12 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 17 年 12 月 27 日から  
平成 18 年 1 月 30 日まで
- 2 縦覧の場所 上天草市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第 956 号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 17 年 12 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水	古新地	平成 14 年 12 月 13 日	平成 17 年 1 月 17 日	熊本県

**熊本県公告第 957 号**

野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）第 8 条第 1 項の規定による生産出荷近代化計画の概要は次のとおりである。

平成 17 年 12 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 指定産地の名称

指定産地名	指定品目名	指定産地の区域
宇 城	冬春なす	宇土市、宇城市（旧三角町の区域を除く。）及び下益城郡富合町
鹿 本	冬春きゅうり	山鹿市（旧山鹿市、旧鹿央町）及び鹿本郡
鹿 本	冬春なす	山鹿市（旧山鹿市）及び鹿本郡

阿 蘇	ほうれんそう	阿蘇市（旧阿蘇町）、阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町及び上益城郡山都町（旧蘇陽町）
阿 蘇	夏秋きゅうり	阿蘇市（旧波野村の区域を除く。）、阿蘇郡南小国町及び小国町
阿蘇中部	夏秋トマト	阿蘇市及び阿蘇郡産山村
上益城	冬キャベツ	上益城郡山都町（旧蘇陽町の区域を除く。）
球 磨	たまねぎ	人吉市、球磨郡錦町、多良木町、湯前町、相良村、山江村、球磨村及びあさぎり町

## 2 計画の概要

## 宇城（冬春なす）

現在栽培面積は 17 ヘクタール、生産数量 2,074 トンと安定した生産がなされている。今後、地域の基幹作物として、マルハナバチを利用した交配作業の省力化、経済連第二集送センターを活用し、出荷労力の削減と品質規格の統一を行い、市場集配効率を上げ安定供給産地としての確立を目指す。

## 鹿本（冬春きゅうり）

現在栽培面積は 13 ヘクタール、生産数量 365 トンと安定した生産がなされている。新たに、山鹿市（旧鹿央町）の範囲に産地を拡大し、重量野菜からの転換作物として生産・出荷の安定を目指す。

## 鹿本（冬春なす）

現在栽培面積は 13 ヘクタール、生産数量は 1,458 トンと安定した生産がなされている。今後、委託苗の導入やミツバチ交配による省力化を図りながら、重量野菜からの転換作物として大幅な面積の拡大はないものの、施設の有効利用と安定生産に向けた技術の向上を図り、安定生産を目指す。

## 阿蘇（ほうれんそう）

現在栽培面積は 187 ヘクタール、生産数量は 1,064 トンと安定した生産がなされている。新たに、阿蘇市（旧阿蘇町）、産山村、高森町及び山都町（旧蘇陽町）の範囲に産地を拡大し、耐候性の高い補強ハウスの導入による災害に強い産地の確立を目指す。

## 阿蘇（夏秋きゅうり）

現在栽培面積は 30 ヘクタール、生産数量は 1,683 トンと安定した生産がなされている。新たに、阿蘇市（旧一の宮町及び旧阿蘇町）の範囲に産地を拡大し、共同出荷による規格の統一を図り、安定供給産地の確立を目指す。

## 阿蘇中部（夏秋トマト）

現在栽培面積は 42 ヘクタール、生産数量は 3,272 トンと安定した生産がなされている。新たに、阿蘇市（旧波野村）及び産山村の範囲に産地を拡大し、低コスト強化ハウスの導入により生産の不安定を軽減し、さらに契約取引に取り組み、特徴ある産地形成を目指す。

## 上益城（冬キャベツ）

現在栽培面積は 26 ヘクタール、生産数量は 883 トンと安定した生産がなされている。今後、地域の主要野菜として生産基盤の整備や作業の機械化により生産の効率化、省力化を図り、耕畜連携による土壌の健全化を推進し、安定生産を目指す。

## 球磨（たまねぎ）

現在栽培面積は 32 ヘクタール、生産数量は 924 トンと安定した生産がなされている。今後、人と環境に配慮した土作りを基本とした生産方式とあわせて、消費者ニーズに即した安全・安心な農産物生産に取り組み、特徴ある産地の確立を目指す。

## 熊本県公告第 958 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 17 年 12 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 賃借物品及び数量

熊本県精神通院医療公費負担システム用ハードウェア（ラック等の付属品を含む。）一式

(2) 賃借物品の規格、品質等  
入札説明書及び仕様書による。

(3) 賃借期間

平成 18 年 1 月 30 日から平成 23 年 1 月 29 日まで

(4) 納入期限

平成 18 年 1 月 27 日（金）

(5) 納入場所

入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの賃借代金で行う。見積りに当たっては 60 月賃借料率で計算すること。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに

- 相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格  
熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。ただし、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札に参加できる者  
2に掲げる入札参加資格を有する者で、納入しようとする物品の機能等証明書を平成18年1月6日（金）午後5時15分までに4に記載する場所へ提出し、審査を受け、承認を受けたものであること。
- 4 契約条項を示す場所  
熊本県健康福祉部障害者支援総室精神障害福祉班（熊本県庁行政棟新館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-3324
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成17年12月26日（月）から平成18年1月10日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
イ 交付場所  
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成18年1月17日（火）午前10時から  
イ 場所 熊本県庁行政棟新館3階聴聞室
- (4) 入札書の提出方法  
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは4に記載の場所に平成18年1月16日（月）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額に貸借期間月数（60月）を乗じた額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時まで納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札  
ケ 2以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条の規定に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札

- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約書作成の要否  
要  
なお、契約締結の期限は、落札決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1月当りの賃借料）に賃借期間月数（60月）を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

### 熊本県公告第959号

八代市ほか1町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年12月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
八代市	平成15年度から 平成17年度まで	鏡町鏡村・上鏡・鏡・宝出の 各一部	地籍図・地籍 簿	平成17年12月8日
南小国町	平成15年度から 平成17年度まで	大字中原の一部		

### 熊本県公告第960号

県営錦第二地区（大正工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年12月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧の期間 平成17年12月27日から  
平成18年1月30日まで
- 縦覧の場所 錦町土地改良区事務所
- 縦覧に供する書類の名称
  - 換地設計書
  - 各筆換地明細書
  - 清算金明細書
  - 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

登載依頼

### 熊本県木材流通対策協議会公告第1号

平成17年度熊本県木材流通対策協議会を次のとおり開催する。

なお、当該協議会の傍聴手続は、次のとおり。

平成17年12月26日

熊本県木材流通対策協議会

- 開催日時  
平成18年1月11日（水）

- 午後1時30分から3時30分まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館10階林務水産部会議室
  - 3 議題
    - (1) 林業・木材産業構造改革プログラムについて  
特に、集成材について
    - (2) その他
  - 4 傍聴者の定員  
10人
  - 5 傍聴手続
    - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該協議会の会場において、住所、氏名を記入したうえで、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。
    - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
  - 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県木材流通対策協議会事務局（熊本県林務水産部林業振興課木材流通対策室）  
（電話 096-383-1111 内線 5641）

**熊本県選挙管理委員会告示第100号**

熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成17年12月26日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程  
熊本県選挙管理委員会規程（昭和51年熊本県選挙管理委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

第9条 委員長は、委員会の権限に属する事項のうち別表第1に掲げる事項を除くほか、専決することができる。

第12条中「その指定する事項について」を「その専決することができる事項のうち告示を伴う諸決定事項及び特に重要と認める事項を除くほか」に改める。

別表第2中「別表第2（第16条関係）」を「別表第3（第16条関係）」に改め、同表を別表第3とする。

別表第1中「別表第1（第16条関係）」を「別表第2（第16条関係）」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

## 別表第1 (第9条関係)

番号	項 目
1	委員長の選挙に関する事(自治法187)
2	委員の選挙権の有無を決定すること(自治法184)
3	書記の任免に関する事(自治法193、準用172②)
4	新たに郡市の区域の設定又は廃止があった場合に、その配当議員をくじで定めること(令6)
5	開票区を設けること(法18②)
6	選挙又は投票の期日を定めること(法33、34、119、124、125、126、地方自治法施行令100の2、116の2)
7	投票用紙の様式を定めること(法45②)
8	病院の長、老人ホームの長又は身体障害者更生援護施設若しくは保護施設の長が不在者投票管理者となる病院、老人ホーム又は身体障害者更生援護施設若しくは保護施設を指定すること(令55②)
9	選挙長、選挙分会長及び審査分会長並びにこれらの職務代理者を選任すること(法75、令80、最高裁判所裁判官国民審査法27)
10	選挙会及び選挙分会の開催場所を指定すること(法77)
11	選挙運動のために使用する自動車又は船舶及び拡声機の表示並びに標旗、腕章に関し定めること(法141、164の5②、164の7②)
12	新聞紙又は雑誌の掲示場所を指定すること(法148②)
13	選挙公報の発行に関する規定を設けること(法172)
14	氏名等の掲示に関し必要な事項を定めること(法175)
15	選挙争訟に関する事
16	規程の改廃に関する事

## 附 則

- 1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 熊本県選挙管理委員会委員長専決処理規程(昭和31年熊本県選挙管理委員会告示第19号)は、廃止する。

## 熊本県教育委員会公告第115号

熊本県教育委員会の会議を次のとおり開催する。

平成17年12月26日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 開催日時  
平成18年1月10日(火)午後1時30分から
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館7階 教育委員会室
- 3 議題(予定)
  - (1) 平成17年度熊本県立学校卒業式告示について
  - (2) 指定管理候補者の選定について
  - (3) 第61回国民体育大会冬季大会熊本県選手団派遣について
  - (4) その他
- 4 傍聴人の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴受付は、会議当日午後1時00分から会議の会場前で行い、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配付する。
  - (2) 午後1時20分に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、午後1時20分に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。
  - (3) 傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指示に従って、会議の会場に入ることができる。
- 6 非公開の案件  
議決により非公開とされた案件は、傍聴できない。
- 7 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県教育委員会事務局総務広報課秘書総務班  
(電話 096-333-2675)

## 熊本県教育委員会公告第29号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年12月26日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 業務の名称  
平成17年度熊本県教育情報システム Web ページ作成業務
  - (2) 業務内容  
入札説明書及び仕様書のとおり。
  - (3) 委託期間  
平成18年2月1日から平成18年3月24日まで。
  - (4) 入札方法
    - ア 入札金額は、平成17年度熊本県教育情報システム Web ページ作成業務に要する費用とする。
    - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
    - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
    - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成14年熊本県告示第516号)による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務(ホームページ制作・維持管理)に登録された者であること。
  - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて

- いること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 4 の (3) のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 契約条項を示す場所  
熊本県教育庁教育政策課政策・情報班（熊本県庁行政棟新館 7 階）  
郵便番号 862-8609 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-383-1111（内線 6614）
- 4 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
3 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成 17 年 12 月 26 日（月）から平成 18 年 1 月 13 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
イ 交付場所  
3 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成 18 年 1 月 18 日（水） 午後 2 時  
イ 場所 熊本県庁本館 6 階第 601 会議室
- (4) 入札書の提出方法  
4 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。
- 5 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった金額の 100 分の 5 以上の金額を 4 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札  
ケ 2 以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
要  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。  
ウ 落札者からの契約締結の申し出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。



- (7) 契約保証金  
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
 イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

正 誤

平成17年11月14日熊本県告示第1303号（保安林の指定施業要件の変更に関する予定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ 3	正	(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 水俣市（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 八代市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
	誤	(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 水俣市（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 八代市・水俣市（以上2市国有林。次の図に示す部分に限る。）

